

令和 7 年度 高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種（接種者説明書）

この予防接種は、高齢者の新型コロナウイルス感染症の予防として、予防接種法に基づき実施するものです。
 新型コロナウイルス感染症及び予防接種について説明書をよく読み、理解したうえで接種を受けてください。

実 施 期 間	令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 8 年 1 月 31 日（土）
対 象 者	朝日町に住民登録のある方で、①②のいずれかに該当する方。 ①接種日に満 65 歳以上の方 ②接種日に満 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、身体障害者手帳 1 級に該当される方又は同程度と医師が判断した方
自 己 負 担 金	4,700 円（年度 1 回限り） ※対象者のうち、生活保護世帯の方は無料です。接種前に子育て健康課窓口にて無料用予診票の申請をしてください。接種後に申請をされても、自己負担金は払い戻しできません。

【 新型コロナウイルス感染症とは 】

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、重症急性呼吸器症候群コロナウイルス（SARS-CoV2）による感染症です。人から人への伝播は咳や飛沫を介して起こり、特に、密閉・密集・密接（三密）の空間での感染拡大が頻繁に確認されています。発熱やのどの痛み、咳が長引くことが多く、重症化すると肺炎を起こすことがあります。また、特に高齢者や基礎疾患のある方等は重症化しやすい可能性が考えられています。

【 新型コロナウイルス感染症予防接種の有効性 】

国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されています。

令和 5 年秋冬の接種において用いられたオミクロン株対応 1 価ワクチンの効果として、新型コロナウイルス感染症による入院を約 40～70%程度予防した等の報告が国内外でなされています。（令和 6 年 7 月時点）

【 予防接種を受けることができない方 】

- ①接種当日、発熱（一般的に 37.5℃以上）している方
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- ④その他、予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した方

【 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない方 】

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- ②接種後 2 日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ③過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
- ④過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑤接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある方
- ⑥抗凝固療法を受けている方、血小板減少症又は凝固障害を有する方

【 新型コロナウイルス感染症予防接種の副反応 】

注射した部位の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがありますが、数日以内に回復します。稀な頻度でアナフィラキシーショック（急性の強いアレルギー反応）がおこることがあります。定期の予防接種により健康被害が発生した場合は、予防接種法に基づく救済措置を受けることができます。

【 予防接種健康被害救済制度 】

予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種により健康被害が発生した場合は、法による救済措置があります。救済措置は、健康被害を受けた本人等が健康被害救済の申請を行い、厚生労働大臣が認定した場合に受けることができます。気になる症状が発生した場合は、医師（医療機関）又は朝日町役場子育て健康課にご相談ください。

【お問合せ先】朝日町役場 子育て健康課 電話：059-377-5652
 受付時間：8：30～17：15 月～金（祝日・年末年始を除く）